

10月1日
から

介護保険制度の一部が変わります

将来、高齢化が急速に進むことが予想される中、介護保険制度をよりよいものとするため、制度の見直しが行われています。この見直しを受けて介護保険法が改正され、10月1日から、施設でのサービス利用時には「居住費」と「食費」を原則自己負担していただくことになりました。

【問い合わせ先】 高齢福祉課 介護保険係 ☎ 82-1172

施設でのサービス利用時 「居住費」と「食費」が自己負担に

■対象となるサービスは、
介護保険施設への入所と短期入所(ショートステイ)

※介護保険施設とは以下の3つです。

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

改正前の制度では、同じ介護を要する状態にあっても、在宅生活の人と施設入所の人とでは、費用負担が異なっていました。なぜなら、在宅の場合は、居住費(家賃、光熱水費など)や食費(食材料費、調理費など)は本人が負担しているのに対し、施設の場合は、これらの費用が保険から給付されているからです(食材料費を除く、右の図を参照)。

そこで、両者の負担を公平にするため、施設のサービスを利用するときは、「居住費」と「食費」を原則自己負担することになりました(右の図参照)。

なお、現在使用している「介護保険標準負担額減額認定証」(食費の負担を軽減するもの)は、9月末をもって廃止します。

【施設でのサービス利用者が負担する費用】

・改正前

介護サービス費
の1割

+

食費
(食材料費のみ)

・改正後

介護サービス費
の1割

+

食費
(食材料費・調理費)

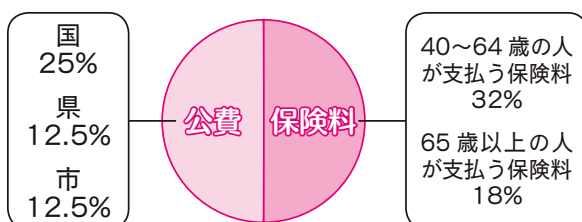
+

居住費

※上記の費用の他に、日常生活費がかかる場合があります。

介護保険 一口メモ

介護保険制度は、公費負担とみなさんの保険料で運営しています。



サービスを利用する前に、調査員による身体の状態の調査結果と、主治医の意見書をもとに、介護認定審査委員会が要介護度を認定します。

